

別記 仕様書

愛媛県立新居浜商業高等学校高圧受電設備機器等更新業務にかかる仕様書

1 施工場所

学校名 愛媛県立新居浜商業高等学校

所在地 愛媛県新居浜市瀬戸町2番16号

2 履行時期

契約成立の日の翌日から令和7年10月31日まで

3 更新業務内訳

名 称	摘 要	数 量	単 位
気中開閉器、ケーブル、機器取替 一式			
①機器・材料費			
高圧気中開閉器	方向性VT/LA内蔵 200A SUS	1	基
高圧ケーブル	CVT38sq	49	m
端末材	屋内 38sq用	1	組
端末材	屋外 38sq用	1	組
高圧進相コンデンサ	53.2kVar L6% 7.2kV	1	台
カットアウト	HPC-30 7.2kV ヒューズ筒付	8	台
タイムラグヒューズ	10A (Tr3φ100kVA用)	3	本
タイムラグヒューズ	15A (Tr3φ150kVA用)	3	本
タイムラグヒューズ	20A (Tr1φ100kVA用)	2	本
②工事・労務費			
高圧機器更新手間費		1	式
高圧ケーブル更新手間費（端末処理含）		1	式
③共通費			
諸経費		1	式
四国電力高圧引込線縁切縁接続工事費		1	式
電気主任技術者 立会・試験費		1	式
④その他			
処分油のPCB検査費		1	式
処分費		1	式

4 安全管理

業務の実施においては、作業場所の整理整頓に努め、安全に留意して事故防止に努めるとともに、関係法令を遵守し、安全管理の徹底を図ること。

5 その他

特記事項

- (1) 作業の実施日程等について学校担当者と協議し、学校運営に配慮した日程とすること。
- (2) 撤去した廃棄物の処理を関係法令を遵守して適切に行い、マニフェストの写しを提出すること。

一般事項

- (1) この更新業務は契約書及び本仕様書に基づき施工するものである。
- (2) 作業内容に軽微な変更が生じた場合は、契約金額の範囲内で実施すること。
- (3) 契約の履行に際し、学校敷地内の設備等を損傷させた場合、学校担当者に報告の上、更新業務実施箇所であるか否かを問わず、受注者の負担により早急に補修を行うこと。
- (4) 契約期間中又は完了後に生じた不良個所で明らかに受注者の責に起因すると認められる事項については、受注者の責任において、速やかに措置するものとする。
- (5) 更新業務完了後1年以内に作業の不備により不具合が発生した時には、速やかに受注者の負担において取替又は修繕すること。
- (6) 受注者が本件の実施に伴い知り得た情報については、これを他に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (7) 更新業務の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所、日付等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し、提出すること。
- (8) その他、疑義が生じたときは、発注者と受注者間で協議の上決定する。